

富士市技能者奨励金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、技能者の技能を高めるための競技会に参加するものに対し、予算の範囲内において奨励金を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「競技会」とは、次に挙げるものをいう。

- (1) 技能五輪・アビリンピック国際大会
- (2) 技能五輪・アビリンピック全国大会
- (3) 技能グランプリ
- (4) その他市長が適当と認める競技大会

(対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、市内に居住する技能者で、前条各号に掲げる大会の選手として選抜されたものとする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次のとおりとする。

区分	奨励金
技能五輪・アビリンピック国際大会	3万円
技能五輪・アビリンピック全国大会 技能グランプリ	1万円
その他市長が適当と認める競技大会	1万円

(交付の申込み)

第5条 奨励金を受けようとするものは、奨励金申込書に競技会実施要項及び出場が確認できる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(交付)

第6条 市長は、前条に基づく申込みを受け内容を審査し妥当と認められるときは、奨励金を交付する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(附則)

この要領は、平成18年9月5日から施行する。